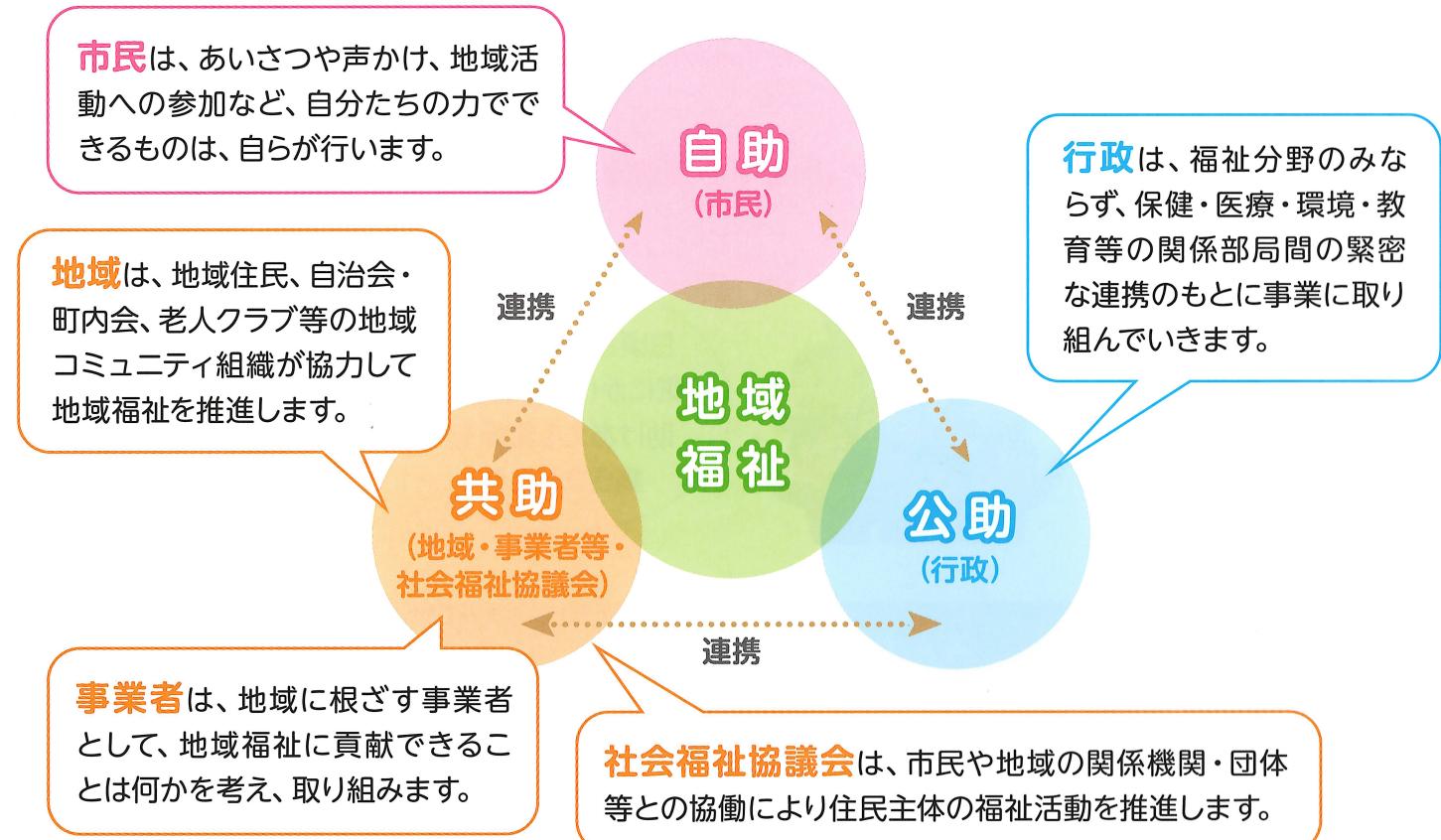


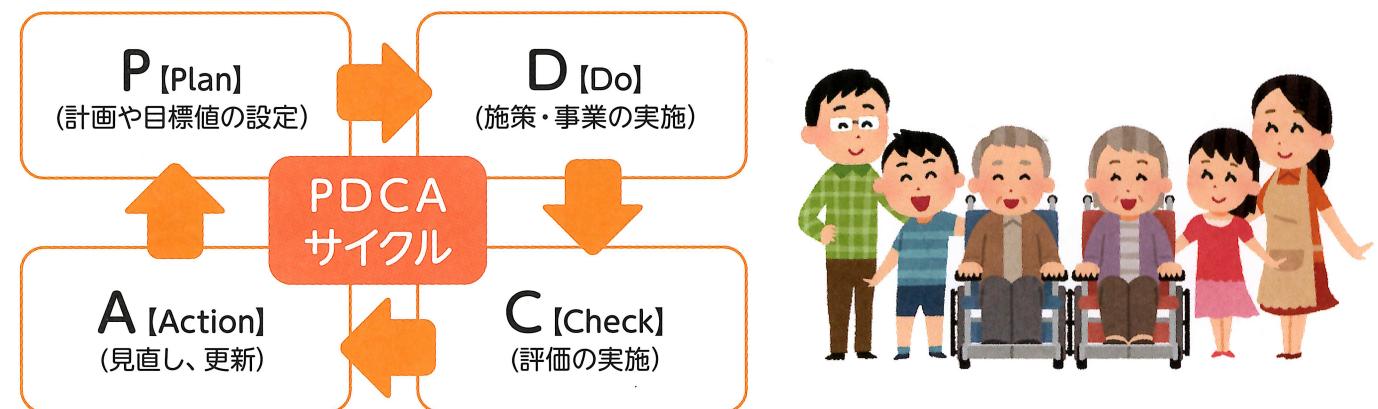
3 地域福祉の推進に求められるもの

地域福祉の推進には、市民一人ひとり、自治会・町内会などの地域、福祉サービスを提供する事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれ役割を分担し、協働していくことが必要です。



4 計画の進行管理

横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画を実効性のあるものとして推進していくために、様々な社会状況などを踏まえながら「PLAN (策定) → DO (実施) → CHECK (評価) → ACTION (見直し、更新)」を行い、次期計画の策定へとつなげていきます。



令和2年3月 発行・編集

横手市 市民福祉部 社会福祉課
〒013-8601 横手市中央町8番2号
TEL: 0182-35-2132
FAX: 0182-32-9709
ホームページ: <https://www.city.yokote.lg.jp/>

社会福祉法人 横手市社会福祉協議会
〒013-0072 横手市卸町5番10号
TEL: 0182-36-5377
FAX: 0182-36-5388
ホームページ: <http://www.yokote-shakyo.jp/>

第3次

横手市地域福祉計画 横手市地域福祉活動計画

みんなが主役!
みんなでつくる 人にやさしいまち横手

《計画期間: 令和2年度から令和6年度》

横手市・横手市社会福祉協議会



1 地域福祉とは

近年地域における福祉課題は複雑多様化しており、既存のサービスや仕組みだけでは対応することが困難になってきています。

このような中、地域の課題解決に向け、福祉分野だけに限らず保健・医療、教育、雇用など、様々な分野が横断的に連携し、生活上の困難を抱える方々が地域において自立した生活ができるよう、包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していく必要があります。

本計画は、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政の協働により、さらなる地域福祉の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる横手市の実現を目指します。

雪かきや雪下ろしの負担が大きい

買い物や通院の際の移動手段がない

ボランティアや福祉活動の担い手がない



地域の困りごと

すべての市民が安心して生活が送れるよう、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。



2 計画の内容

基本理念「みんなが主役！ みんなでつくる 人にやさしいまち横手」を実現するため、以下の4つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進を図ります。

基本目標1

お互いさまの気持ちで思いやりのあるまちをつくろう ～ひと・こころづくり～

1. お互いを尊重し支えあう意識の醸成

地域福祉計画・地域福祉活動計画を広く周知し、福祉意識の醸成と啓発を推進します。

2. 地域福祉の推進を担う人材の育成

地域住民がお互いに助け合い、支えあう社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となるため、地域福祉の推進を担う人材育成を進めていきます。

挨拶や声かけなど、
隣近所との関わりを
大切にしましょう



ボランティアや
地域活動、福祉に関する
講習などに
参加しましょう



基本目標2

地域の良さを活かして明るく安心して暮らせるまちをつくろう ～地域づくり～

1. 住民主体による支えあいの促進

近年多発する大規模地震や自然災害に備えることも含め、人と人が支えあい・助けあうことができる地域となるよう、地域交流を促進します。

2. 災害時に備えた地域づくりの推進

地域の行事などを通じ、世代間の交流を図り地域のつながりの構築や災害時に備えた支えあいの体制をつくります。

地域の行事や
イベントには声を
掛け合って積極的に
参加しましょう



避難経路や
避難所の把握、
避難訓練には積極的に
参加しましょう



基本目標3

みんなが集い、ともに支えあう地域のきずなをつくろう ～団体・ネットワークづくり～

1. 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

関係機関、団体と連携し、地域の状況に合わせた福祉のネットワークづくりに取り組みます。

2. 緊急時にも対応する支援体制の構築

緊急時に支援が必要な方を支えるため、地域での要援護者の把握と見守り活動を推進します。

地域を支える
一員として、福祉団体の
活動に協力
しましょう



日頃から隣近所を
気にかけ、緊急時に
助けあえる関係を
築きましょう



基本目標4

みんなが暮らしやすいやさしいまちをつくろう ～しくみづくり～

1. 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

利用者の立場に立った福祉サービスの提供を推進するため、福祉サービスの適切な情報提供、相談体制及びサービス提供体制の確保と充実を図ります。

2. 地域における権利擁護体制の整備

判断能力に不安を抱えている方が、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用につながるよう支援します。

3. 安心して暮らせる地域生活の構築

当市の地域特性に合わせた除雪支援や、公共交通の利便性向上など、すべての市民が安心して暮らせる、人にやさしい生活環境づくりを推進していきます。

4. 困りごとを抱えた市民に対する包括的な支援体制の推進

複合的な課題や困りごとを抱えた人や、適切なサービスを受けることができない人に対し、必要な支援が行き届くよう、関係機関が連携し包括的な支援体制を推進します。

身近な困りごとは
地域で協力して、
専門機関に
つなげましょう



日頃から、
福祉に関する制度や
サービスに関心を
持ちましょう

